

また、乙は甲に対してこれに伴う損害賠償金など一切の保証を行わないものとする。

2. 各求人への紹介手数料やその他の取扱いについては、求人票や覚書などによって定めるものとする。

第6条（支払い条件）

甲は乙の請求に対し、この請求額を採用決定者の入職した日の属する月の翌月末日（金融機関休業の場合、前営業日）までに乙の指定する銀行口座に振り込むものとする。なお、振り込み手数料は甲の負担とする。

第7条（特命事項）

本書の規定にかかわらず、甲が特に指名する人材に関し、乙が本件業務を行う場合等、特命事項についての本件報酬の発生および額等に関しては、甲および乙にてその都度定める。この場合、乙の甲に対する本件業務にかかる費用の前払請求を定めることも妨げられないものとする。

第8条（紹介手数料の返還）

本件業務により採用された採用者が、入職後1ヶ月以内に自己都合または自己の責に帰すべき事由で退職または解雇された場合は、紹介手数料の80%を甲に返還するものとする。入職後1ヶ月超3ヶ月以内に自己都合または自己の責に帰すべき事由で退職または解雇された場合は、紹介手数料の50%を甲に返還するものとする。但し、甲の都合により解雇されまたは退職した場合、ならびに第9条で規定する不可抗力により不就労となった場合はこの限りではない。

2. 乙は、甲より提示される退職確認書その他退職の確認できる書類により採用者の退職を確認し、採用者が退職した日の属する月の翌月末日（金融機関休業日の場合は、前営業日）までに、前項の定めに従い紹介手数料を返還する。なお、退職した当該採用者に替わる人材を直ちに紹介できうる状況の場合は、甲乙合意のもとに紹介手数料の返還を留保することができる。

3. 甲が紹介手数料を支払う前に採用者が退職した場合、甲は返還に該当する金額を減額して支払うものとする。

第9条（不可抗力）

不可抗力とは地震、災害、暴動、事故等により発生したもので且つ甲または乙が回避不可能なものを言うこととする。